

名古屋大学吹奏楽団規約

規約目次

第1章 総則

- 1 「名称」
- 2 「本楽団の構成」
- 3 「本楽団の活動の中心地」
- 4 「規約の発効」
- 5 「規約の改正後の記録方法」

第2章 入団・退団・休団・復団

- 1 「入団」
- 2 「退団」
- 3 「休団」
- 4 「復団」
- 5 「卒団」

第3章 団費・一般会計・予算・決算

- 1 「団費」
- 2 「一般会計」
- 3 「特別会計」
- 4 「予算案編成前の支出について」

第4章 議長・総会

- 1 「総会」
- 2 「議長」
- 3 「総会の開催」
- 4 「総会における団員の議決権」
- 5 「総会での決定事項，および議決の仕方」

第5章 役員・役員会

- 1 「役員」
- 2 「役員会」
- 3 「役員会の職責」

第6章 指揮者・パートリーダー・音楽委員会

- 1 「指揮者」
- 2 「パートリーダー」
- 3 「指揮者・パートリーダーの兼任」
- 4 「指揮者・パートリーダーの欠員」
- 5 「パート」

6 「音楽委員会」

7 「選曲」

8 「選曲委員会」

第7章 諸係

1 「諸係」

第8章 規約の変更

1 「規約の変更方法」

第9章 定期演奏会

1 「定期演奏会」

2 「定期演奏会の実行」

第10章 その他

1 「年度代わり」

2 「活動日」

3 「中心、学年」

4 「本楽団の活動の記録」

5 「沿革」

名古屋大学吹奏楽団規約

1996年4月1日発効

第1章 総則

1 「名称」

本楽団は名古屋大学吹奏楽団または Nagoya University Wind Orchestra と称する。

2 「本楽団の構成」

本楽団は名古屋大学生を中心とした学生で構成される。本楽団を構成する学生を団員と称する。

3 「本楽団の活動の中心地」

本楽団は活動の中心地を名古屋大学におく。

4 「規約の発効」

名古屋大学吹奏楽団規約は、1996年4月1日より規約として発効する。

5 「規約の改正後の記録方法」

規約の改正後は以前の規約に改正期日を明記することで記録する。

第2章 入団・退団

1 「入団」

本楽団の団員になることを入団と呼ぶ。

原則として、入団申込書を団長に提出し、受理された時点で入団したものとする。

新入生の入団希望者については4月30日の時点で入団の意志を確認し、その後は団員名簿に記載する。

2 「退団」

本楽団の団員を辞することを退団と呼ぶ。

原則として、退団届を団長に提出した時点で退団したものとする。

3 「休団」

諸般の事情により、長期にわたり団の活動に参加できない場合、団費その他について、他の団員と異なる扱いを受けることができる。

これを受けることを休団とよび、休団届けを団長に提出するものとする。

休団届には原則として休団の期間を記す。

4 「復団」

休団期間を終え、団の活動へ復帰することを復団と呼ぶ。

休団届に記載された休団期間中であっても、復団は妨げられない。

復団する際は、その旨を団長に伝えること。

5 「卒団」

原則として、団員のうち3回生は12月31日で、当楽団を卒団する。

卒団生のうち、引き続き団の活動を継続することを希望するものは、特別団員として活動を続けることが出来る。

第3章 団費・一般会計・予算・決算

1 「団費」

本楽団の諸活動のための費用として各団員（特別団員を含む）は毎月定額を負担する。この負担金を団費と称する。

新規入団者（特別団員を除く）は入団した月の翌月より負担する。

休団中の者は団費の負担を負わない。

2 「一般会計」

本楽団の活動に伴う諸費用は、当該年度1月中に編成される予算案にしたがって支出される。これを一般会計と称する。

基本的に一般会計は役員を代表し、会計が管理する。

予算案に想定しなかった支出の必要が生じ、会計が必要と認めた場合、会計は役員会において支出の承認を受けなければならない。その際は、必ず速やかに総会で事後報告を行うものとする。

【予算】 予算案は年度毎に、前年度の決算報告後、1月中に編成され、役員会で承認を受ける必要がある。予算案は当該年度の会計が編成する。

【決算】 (1) 年度末に会計が決算を行う。年度代わり後、決算報告を総会で行う必要がある。(2) 決算時に年度の支出の合計が収入のそれを上回った場合、速やかに役員会で対応を協議、決定すること。

予算案編成は、前年度決算報告後、すみやかに行うものとする。

4 「特別会計」

一般会計からの補助だけでは実行できない行事においての諸費用は、団員から負担金を徴収し、そのつど予算案を編成し、それにしたがって支出する。

これを特別会計と称する。

5 「予算案編成前の支出について」

当該年度の役員会がやむをえないと認める事情により、年度代わり後、予算案編成前における団会計からの支出が必要とされる場合は、前年度会計より支払うものとする。

その際は、総会で事後報告を必ず行うものとする。

第4章 議長・総会

1 「総会」

団の運営上必要と思われることについての、審議・承認・議決などを行うために、総会をおく。

総会は原則として議長および団員で構成される。

総会での決定事項は、団における全ての決定事項に優先される。

2 「議長」

議長は原則として、団長が務める。

議長は総会を招集する。

議長は総会における議事進行を担当する。

議長は総会において議決権を持たない。ただし、議長決裁権を持つ。

3 「総会の開催」

団員、役員会、その他の委員会は、団の運営上必要だと思われることについて総会の開催を議長に要請することができる。その際は、議題の内容とともに開催の期日についてもしめさねばならない。

団員、役員会、その他の委員会からの要請を受け、要請のなかでしめされた期日までに、議長がこれを招集する。

議長は総会の議題、総会の開催日時についてあらかじめ団員が了解しておけるよう努めなければならない。

4 「総会における団員の議決権」

【議決権】 総会における採決において、議長を除く全団員は原則として各自1票の議決権を持つ。欠席者は議決権を放棄したものとみなす。

【議決権の委任】 (1) 総会に出席できない場合、その総会における議決権を、出席可能な団員に委任することができる。その場合、欠席者は期日と各自の氏名と出席可能な被委任者の氏名を明記した委任状を、議長に対して提出しなければならない。

(2) 議長は総会開催前に、受け取った委任状の数を確認した後、被委任者にそれを渡し、採決のときには出席者の意志表示とともに議決権の数を確認すること。

5 「総会での決定事項、および議決の仕方」

総会での決定は原則として多数決による。

次の事項は出席者の過半数の承認で議決する。

次年度の指揮者の承認

パートリーダーの承認

予算案の承認

次の事項は出席者の3分の2以上の承認で決議する。

改正規約案の承認

その他団の運営上必要だと思われることで、総会に提出された議題については、議長が承認の条件を決定もしくは提出する。

条件を議長が提出する場合は、過半数の承認を必要とする。

5章 役員・役員会

1 「役員」

団の運営に中心的に携わる役職として役員をおく。

役員の任期は1年間とし、年度毎に次のものをおく。

団長1名：本楽団および役員会を代表して、全ての事務を総括する。

副団長1名：団長を補佐し、団長に事故あるときはこれに代わる。

会計1名：本楽団の会計を行う。

書記1名：役員会、総会などの各会の記録を作成する。

以下のものの人数については、中心学年の決定に従う。

渉内：文化サークル連盟会議への参加、学生会館の利用申請等、大学側との交渉を行う。

楽譜：本楽団所有の楽譜の管理をする。

広報：本楽団の活動における情宣活動を行う。

渉外：学外の諸団体との交渉にあたる。

OB会事務局：OB会事務局の事務一般を担当する。

Web管理：公式HP等の管理を行う。

役員の選出は、前年度内に終了していなければならない。

何らかの理由で欠員が生じた場合、速やかに後任のものを選出しなければならない。

2 「役員会」

団の運営を円滑に進めることを目的として、役員会をおく。

役員会は、団長を中心とし、中心学年が認めた者によって構成される。

3 「役員の職責」

団の活動を円滑に進めるために必要な諸事務を総括する。

予算案・決算報告の編成

入退団の取扱

団会計の管理

団所有の楽器および備品の管理

活動場所の確保・管理

対外的責任

各行事、活動の立案実行

その他

第6章 指揮者・パートリーダー・音楽委員会

1 「指揮者」

本楽団の指揮者は団員から選出する。

正・副指揮者の任期は各1年間とし、正指揮者は前年度の副指揮者が務める。

指揮者の人数は以下のとおり。

正指揮者 1~2名

副指揮者 1~2名

副指揮者の選出は1回生によって審議・承認されなければならない。

指揮者の選出は前年度内に終了していなければならない。

指揮者は本楽団の音楽面の中心となり、合奏の指揮を担当するとともに、音楽委員会、選曲委員会を主宰する。

2 「パートリーダー」

パートリーダーは、各パートから1名選出される。

パートリーダーの任期は1年間とし、年度毎にこれをおく。但し、再任を妨げない。

パートリーダーは総会において承認を受けなければならない。

パートリーダーは中心学年から選出されることが望ましい。

3 「指揮者とパートリーダーの兼任」

指揮者とパートリーダーは兼任することができない。

パートリーダーは、その他の役職および役員との兼任を妨げられない。

4 「指揮者・パートリーダーの欠員」

何らかの理由で、指揮者・パートリーダーに欠員が生じた場合、速やかに後任のものを総会で選出すること。

5 「パート」

団員はその演奏楽器によって各パートに属する。

パートは団員の構成により毎年改変する。

6 「音楽委員会」

本楽団の音楽面の充実と向上を目的として音楽委員会をおく。本会は、指揮者が主宰し指揮者、パートリーダーその他指揮者が認めた者により構成される。

音楽委員会は会の目的達成のために、指揮者を補佐し、団の練習計画の立案・実行を行う。

7 「選曲」

本楽団の演奏活動に伴う選曲作業の方法は、当該活動を担当する指揮者が決定する。

指揮者は、決定内容を団内に伝え、大多数の承認が得られているかどうかを確認しなければならない。

8 「選曲委員会」

本楽団の演奏活動に伴う選曲活動を円滑に行うため、指揮者は選曲委員会を主宰することができる。

選曲委員会の構成、役割については指揮者が決定するが、大多数の承認が得られているかどうかを確認しなければならない。

第7章 諸係

1 「諸係」

団の活動を円滑に進めるため、年度毎に必要な係をおく。

諸係の選出は年度初めまでに行うこと。

選出された諸係は総会で承認される必要がある。

諸係はパートリーダー、その他の役職との兼任を妨げない。

諸係は、原則的に1回生（中心学年の1学年下の学年）から選出し、各係1名以上の必要数をおく。

諸係には年度毎に最低次のものをおく。

楽譜補佐：楽譜の仕事を補佐する。

総務：合宿の運営等を担当する。

第8章 規約の変更

1 「規約の変更方法」

本楽団の活動内容の変更などにより、本規約の内容を変更する必要がある場合、以下の手続きに従って改変すること。

1、総会において『規約改正の発議』が承認されること。

2、当該年度の団員が、適当と思われる方法で改正案を作成する。

3、総会において3分の2以上の承認で、改正案は規約として発効する。

総会の日程、回数については当該年度の団員の総意による。

第9章 定期演奏会

1 「定期演奏会」

本楽団は定期演奏会を年度毎に1回行う。

2 「定期演奏会の実行」

定期演奏会の実行に際して 諸事務を分掌するために、年度毎に必要な係を設ける。

団員は原則として各係を分掌する。

各係には責任者をおく。

各係の責任者は次年度の定期演奏会に有益なよう事務内容を記録する。

定期演奏会の実行に際しての諸事務を総括するために、定期演奏会実行委員会をおく

定期演奏会実行委員会には責任者として定期演奏会実行委員長および各係の責任者で構成される。

定期演奏会実行委員長は団長が兼任することはできない。

定期演奏会実行委員長および各係の責任者は総会で承認を受ける必要がある。

定期演奏会予算案および決算報告は、総会で承認を受ける必要がある。

第 10 章 その他

1 「年度代わり」

本楽団は、1 月 1 日をもつて年度代わりとする。

2 「活動日」

本楽団は原則として月・木曜日を活動日とする。

学期間休業中、学園祭等で平常時と異なる活動については、これを妨げないが団長はあらかじめ団員に予定を伝達しておかなければならない。

3 「中心学年」

本楽団の運営は原則的に特定の学年が中心で行う。これを中心学年と呼ぶ。

中心学年は本楽団の年度内の 4 月に 3 回生となる学年とする。

役員、正指揮者は中心学年から選出されることが望ましい。

中心学年の人数が役職数より少ない場合には、他学年からの選出はこれを妨げない。

4 「本楽団の活動の記録」

本楽団の行事、人員構成は年度毎の役員が責任を持ち記録する。

本楽団の演奏、行事内容、諸配布物などは、年度毎の役員が責任を持ち、可能な限り記録、保存する。

5 「沿革」

平成 3 年 5 月 「吹奏楽同好会」として発足

4 年 3 月 「吹奏楽団」に改名

4 年 4 月 初の演奏会（於：共通教育棟 A 館）

4 年 6 月 名大祭に初出演

5 年 3 月 文化サークル連盟に正式加盟

初合宿（於：中津川）

6年12月 初めて学外で演奏会を開催（於：南文化小劇場）

8年12月 第1回定期演奏会を開催（於：港湾会館）

発行：名古屋大学吹奏楽団

編集責任者：柴田一栄（平成8年度団長）

改正：平成29年5月23日

改正責任者：岩附大誠（平成29年度団長）